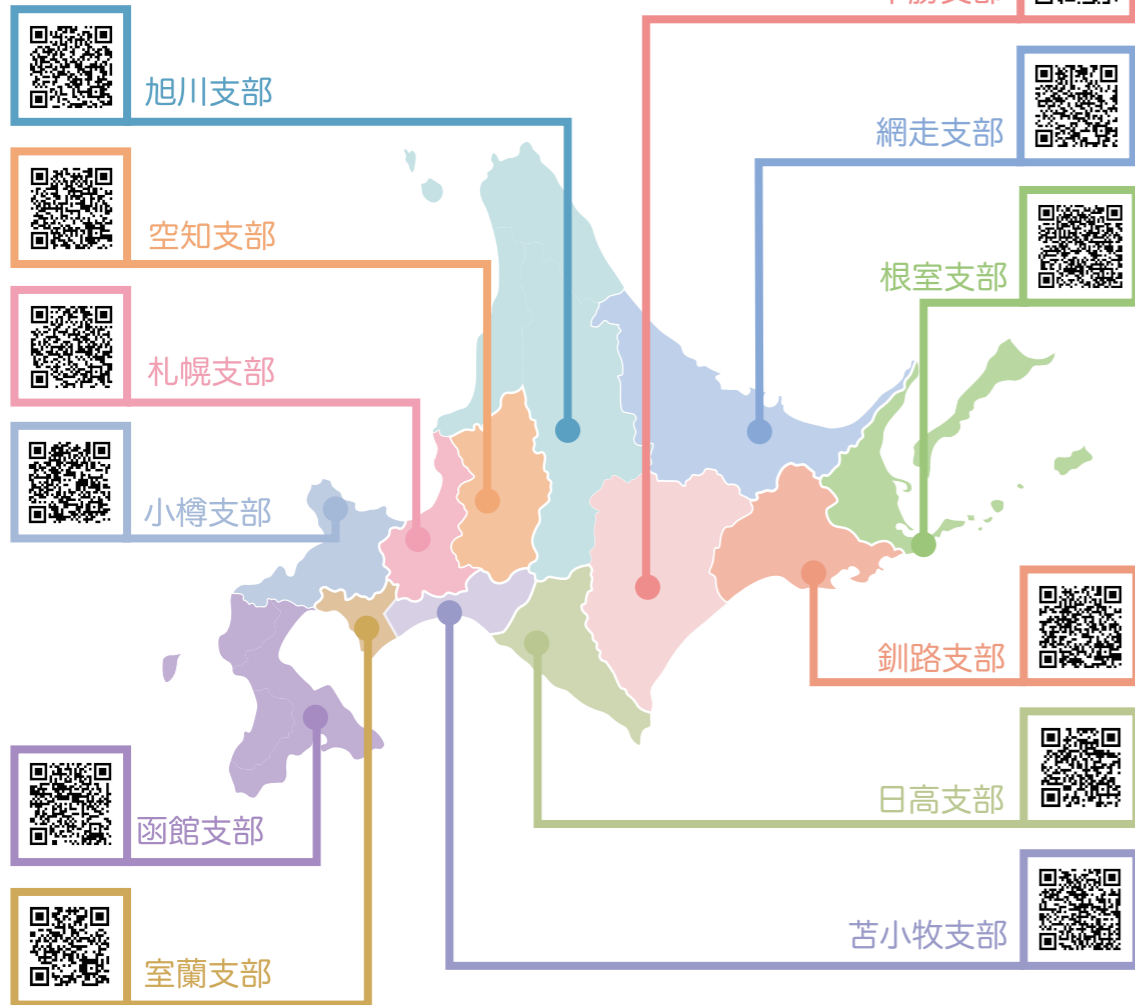


進化する 北海道の行政書士たち

全道12支部



北海道行政書士会

tel.011-221-1221 fax.011-281-4138

〒060-0001
札幌市中央区北1条西10丁目1番6
北海道行政書士会館
E-mail gyosei@mrd.biglobe.ne.jp
URL <https://www.do-gyosei.or.jp>

関連団体 | 一般社団法人 北海道成年後見支援センター tel.011-210-0650 fax.011-281-4138

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番6 北海道行政書士会館内 URL <http://www.do-koken.org/>

～ 詳しくは、最寄りの行政書士におたずねください。～

ご存じですか？

終活空家信託[®]

実家を空家にしないため、実家の空家で悩まないために……
北海道行政書士会からのご提案です。



親の想い、子の想い、それぞれの想いを知り、
全員が納得した上で、実家をどうしていくのか
具体的に決めておきましょう。

家などの不動産の問題だけではなく、
将来を見据え信託契約を結ぶことで、
親も子も安心して暮らすことができます。



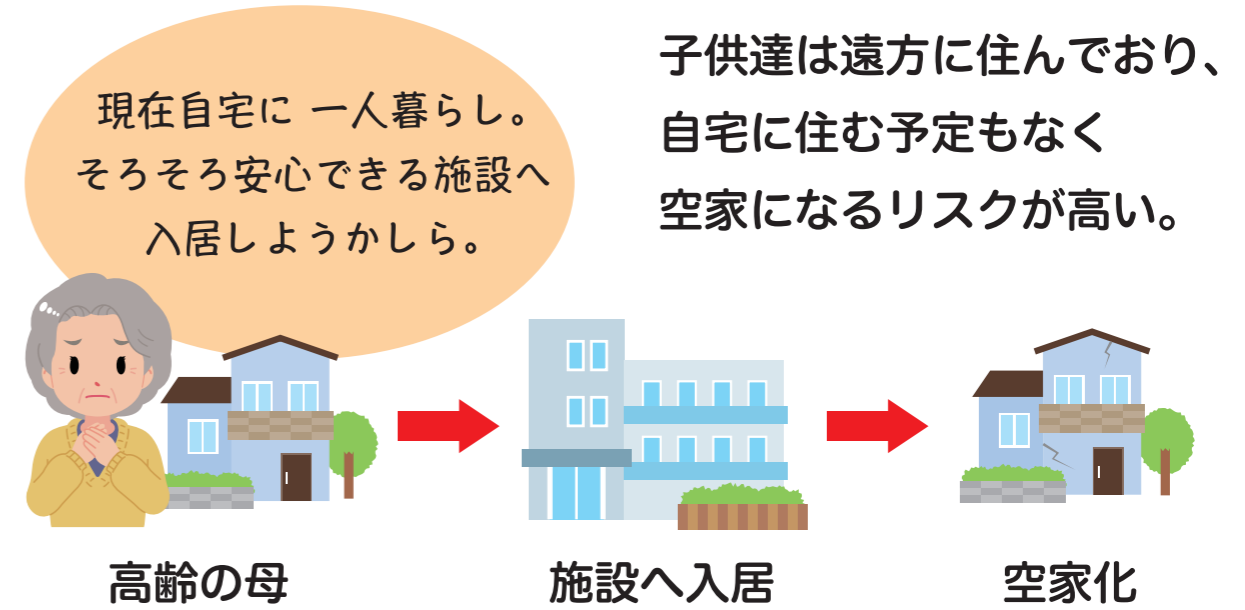
終活空家信託®

北海道行政書士会では、かねてより全道の空家等の問題に対応するため様々な活動を行って参りましたが、より多くの方々に知っていただくため、このたび「終活空家信託®」の商標登録をいたしました。

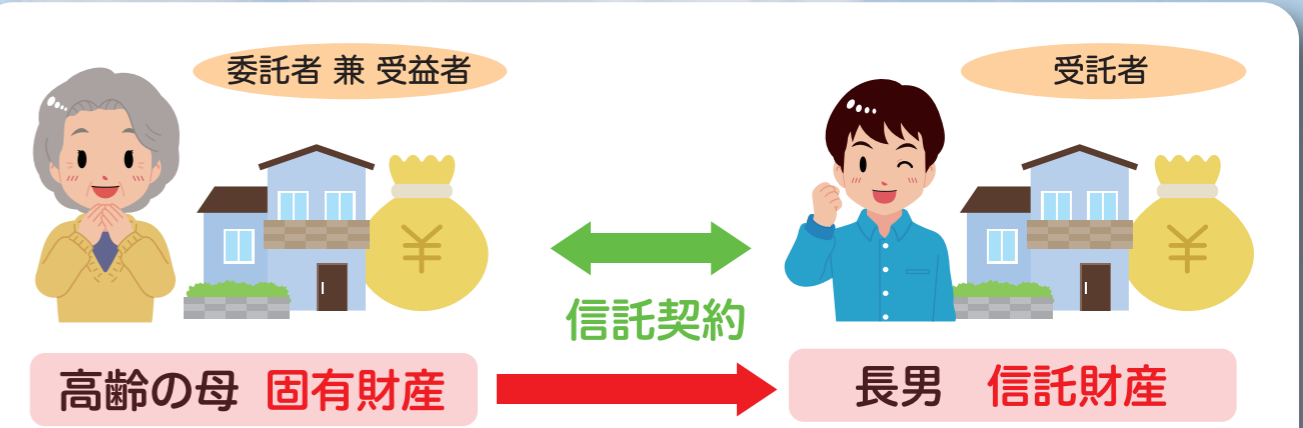
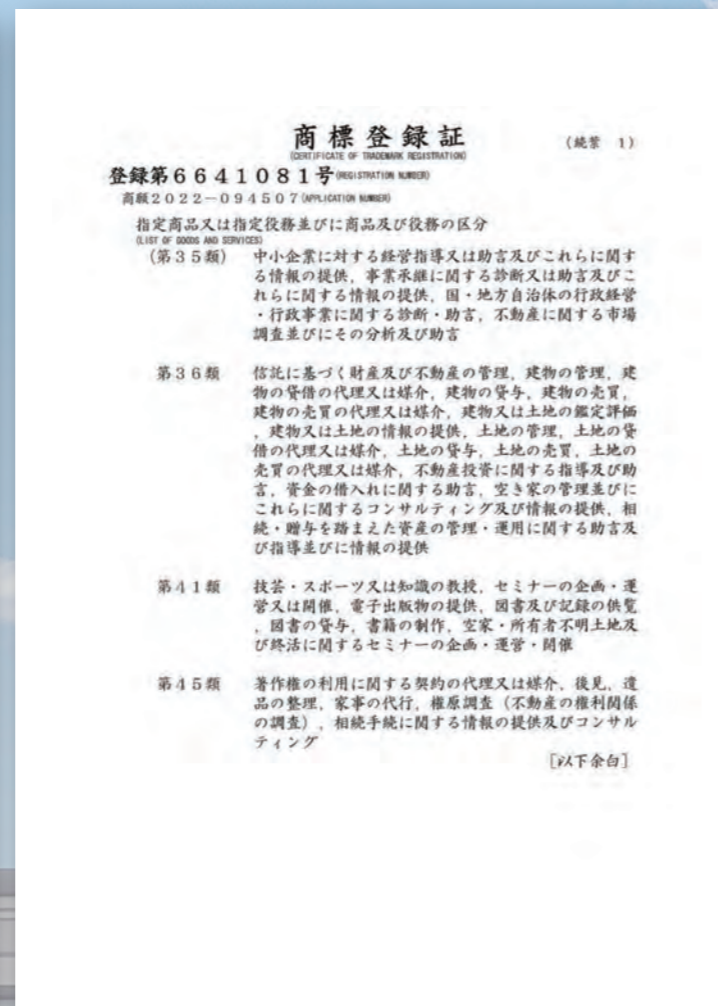
今後は、「終活空家信託®」を活用した広報活動、各自治体や関係諸団体との空家対策協定を締結する等の連携強化、専門相談窓口の設置・相談体制の拡充を行って参ります。

ご自宅の今後につき少しでも不安を覚えていらっしゃる方は、是非最寄りの北海道行政書士会各支部又は行政書士事務所までご相談ください。

<空家対策の一例>



高齢の母が認知症になり判断能力が低下・喪失すると、自宅の賃貸・売却・解体などを行うことが出来なくなります。その場合は、法定後見制度を利用することになります。判断能力がしっかりしているうちに、終活空家信託制度をご検討ください!!



信託契約の締結 (生活費の支給、空家の管理・賃貸・売却・解体)

- ・高齢の母が認知症になっても、長男が自宅の賃貸・売却・改修・解体を行うことが可能となります!!
- ・不動産の賃料・売却代金は信託財産に組み入れられますので、母の今後の生活費に充てることも可能となります!!
- ・管理費用、改修費用や解体費用もあらかじめ信託財産に組み入れておけば、長男は自己負担金を拠出する必要もなくなります!!